

質問回答書

業務名：射水市移住・空き家トータルサポート業務委託

(令和6年5月2日回答)

No.	質問項目	質問事項	回答
1	実施要領 4(1)⑤	<p>業務担当予定者調書は任意様式とありますが、最低限記載すべき事項を教えてください。</p> <p>また、他案件等の参考になる雛形があればいただきたいです。</p>	<p>業務担当予定者調書に記載する事項については、実施要領4(3)②に記載していますが、現時点で予定されている担当者が、どのような経歴や資格、主な業務実績などを有しており、どのような業務を担当するのかを、可能な範囲で具体的に記載してください。担当者がまだ決まっていない場合は、どのような人材の配置を想定しているか記載してください。</p> <p>なお、雛形は特にございません。</p>
2	業務委託仕様書 4(1)①	<p>窓口の設置場所は、自由に決定してよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場所についても提案に組み込む形でよろしいでしょうか。</p>	<p>総合相談窓口の事務所の設置に当たっては、移住希望者等にとって分かりやすく、また関係機関や各種団体と連携しやすい、適切な場所を提案してください。</p>
3	業務委託仕様書 4(1)①②	<p>相談窓口は、常駐者が案内等をしている場合、適宜連絡等がとれる環境で、問い合わせがあった場合に滞在場所に戻れる状況にしておくことで問題ないでしょうか。</p>	<p>相談窓口には、少なくとも1名は常駐していただくことを原則とします。ただし、やむを得ず常駐者を確保できない状況が生じた場合は、常時連絡等を受けることができ、問い合わせには速やかに対応できる体制を確保してください。</p>

4	業務委託仕様書 4（1）②	市の地域おこし協力隊と密に連携し、窓口等で役割分担とありますが、具体的にどういいう役割を担っていただけるのでしょうか。	市の地域おこし協力隊（移住コーディネーター）は、市の指示のもと、平日8：30～17：00で勤務しますが、受託者と具体的な役割分担を協議した上で、設置された窓口等で受託者と連携しながら本業務に携わることを想定しています（ただし、4（1）②に定める常駐者1名には含めないこととします。）。 例えば、市内の現地案内などで休日等での対応が必要な場合などは、事前に調整する必要があります。 なお、期待する役割があれば、ご提案ください。
5	業務委託仕様書 4（2）①	移住定住専用情報発信サイトの構築に当たり、既存サイトのデータは無償で利活用することができますか。	市が所有し提供可能なデータは無償で提供します。具体的には、受託者と調整させていただきます。
6	業務委託仕様書 4（2）②	空き家等情報バンクのWebサイトの新規構築に当たり、既存サイトのデータは無償で利活用することができますか。（画像や物件情報等）	市が所有し提供可能なデータは無償で提供します。具体的には、受託者と調整させていただきます。
7	業務委託仕様書 4（3）②	移住体験参加者に対する個人的経費は委託料に含めることができないとありますが、これらの経費に対して市の補助金のようなものはありますか。 少なくとも交通費や宿泊費が満額個人負担になると、射水市に訪してみようというモチベーションが上がらないように思います。	市からの補助金はありませんが、富山県が実施している「とやまの魅力体験助成制度」を活用することができます。詳細については、富山県のホームページをご覧ください。 https://www.pref.toyama.jp/140401/iju/202204jyoseikin.html

8	業務委託仕様書 6(2)①	<p>経費の捉え方についてですが、例えば光熱費を月額3万円と見積もっていて、実際は2万円しかかからなかった場合は、3万円をお支払いいただけるのか、あるいは2万円の実費精算になるのか、どちらでしょうか。</p>	<p>委託料は、執行状況について定期的に報告を受けたり、提出された実績報告書や業務完了届をもとに検査した上で、支払うこととなります。基本額については、執行額(総額)が契約額(総額)を下回る場合には、精算することとなります(個々の費目ごとに過不足を精算することはありません)。</p>
9	業務委託仕様書 6(2)②	<p>移住者としてカウントされる地区の条件はありますか？射水市内であればどこでも良いのでしょうか？それとも空き家問題が深刻な新湊地区限定でしょうか。</p>	<p>本業務は市全域において、様々な移住希望者等を支援するものですので、市全域で移住者をカウントします。</p>
10	業務委託仕様書 6(2)②	<p>移住者としてカウントされる居住形態に条件はありますか？ 集合住宅への移住もカウントされるのでしょうか？ それとも戸建て空き家に移住した場合のみカウントされるのでしょうか。</p>	<p>移住者をカウントするに当たり、居住形態は問いませんが、移住希望者等が定着されるように支援してください。</p>
11	業務委託仕様書 6(2)②	<p>成果報酬についてですが、本業務を通じず移住する方もいると思います。受託者は直接接触することがなく、移住定住専用情報発信サイトやSNS等の情報を参考にしたケースもあるかと思えます。この場合、間接的な関与となりますが、成果報酬の対象となりますか。</p>	<p>6(1)にあるとおり、移住者本人から本業務を通じて行った支援がどれだけ移住に寄与したかや、支援した内容を確認した上で、移住者数をカウントします。ご質問のケースについては、都度判断する必要があります。</p>

12	業務委託仕様書 6 (2) ②	成果報酬についてですが、20人以上30人未満のレンジであった場合、実際の移住者が20人でも29人でも750,000円なののでしょうか？または一人当たり〇〇円という計算をするのでしょうか。	成果報酬は、6 (2) ②の表のとおり、県外からの移住者数が20人でも29人でも750,000円です。
13	業務委託仕様書 6 (2) ②	移住者のカウントについてですが、あくまでも人数であり、世帯ではないという理解でよいですか？例えば、ご夫婦で移住された場合、2人とカウントされますか。	移住者数のカウントは人数でカウントすることとし、ご夫婦で移住された場合は2人となります。
14	業務委託仕様書 6 (2) ②	できれば、過去3年分の移住者の実績を教えてください。(空き家バンク経由、または射水市が移住に関与した実績のみで良いです。)	過去3年間で、市の移住相談や補助制度等を活用して県外から移住された人数は、令和3年度が25人、令和4年度が33人、令和5年度が31人です。うち、空き家等情報バンクを経由した移住者数は、令和3年度が5人、令和4年度が11人、令和5年度が3人です。